



長野県報

12月26日(木)
平成25年
(2013年)
第2535号

目 次

規 則

長野県県税に関する規則の一部を改正する規則（税務課）	1
職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局）	5

告 示

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（健康長寿課）	5
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の名称及び所在地の変更の届出（健康長寿課）	5
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退（健康長寿課）	6
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の事業所の廃止の届出（健康長寿課介護支援室）	6
信州ものづくり産業投資応援条例に基づく製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域（産業政策課次世代産業集積室）	7
公共測量の実施（建設政策課）	7
公共測量の終了（建設政策課）	7
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定（2件）（砂防課）	7
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）	8
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	8

公 告

国土利用計画法に基づく土地利用基本計画の変更及び変更に係る土地利用基本計画図の閲覧（企画課土地対策室）	9
肥料取締法に基づく肥料の登録（農業技術課）	9
肥料取締法に基づく肥料の登録の有効期間の更新（農業技術課）	9
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧（都市計画課）	10
土地改良区連合役員の就退任の届出（農地整備課）	10
開発行為に関する工事の完了（2件）（建築指導課）	10
建築基準法に基づく道路の指定（建築指導課）	10
建築基準法に基づく道路の位置の指定（5件）（建築指導課）	10
建築基準法に基づく指定した道路の廃止（建築指導課）	11
建築基準法に基づく認定（建築指導課）	12
特定調達契約に係る落札者の決定（生活排水課）	12
一般競争入札（2件）（河川課）	12
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催（2件）（生活環境課）	14
道路交通法に基づく技能検定員及び教習指導員の審査の実施（東北信運転免許課）	15

規則

長野県県税に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成25年12月26日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第51号

長野県県税に関する規則の一部を改正する規則

長野県県税に関する規則（昭和34年長野県規則第67号）の一部を次のように改正する。

様式第8号の一般用の第1片の表面中

※3	税額		円
延滞金 〔納期限後に納付する場合に限り必要〕	年 ペーセントに 係る分	日	円
	年14.6 ペーセントに 係る分	日	円
合計額			円

を

※3
税額 円
延滞金 円
合計額 円

に改め、同第1片の裏面の3中「切り捨てる」を「切り捨てます」に、「（当該期間のう

ち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する」を「）の割合（その）に、「の11月30日を経過する時における基準割引率および基準貸付利率に年4パーセント」を「に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセント」に、「割合が、」を「割合（以下「特例基準割合」といいます。）が」に、「は、当該基準割引率および基準貸付利率に年4パーセント」を「には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における特例基準割合に年7.3パーセント」に、「）の割合」を「とし、年7.3パーセントの割合にあつてはその年における特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。」に改め、「延滞金額（）の次に「その額に100円未満の端数があるときはその」を加え、「又は1,000円以上の額に100円未満の端数があるときは」を「は、その端数金額又は」に改め、「又は端数金額」を削り、同一

般用の第2片及び第3片中

※3	税額		円
延滞金 〔納期限後に納付する場合に限り必要〕	年 ペーセントに 係る分	日	円
	年14.6 ペーセントに 係る分	日	円
合計額			円

※3
税額 円
延滞金 円
合計額 円

に改め、同

様式の個人事業税用の裏面の3、個人事業税口座振替用の裏面の3、不動産取得税用の裏面の3及び自動車税用の裏面の3を次のように改める。

3 納期限後に納付する場合には、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、納付税額が2,000円以上（1,000円未満の端数は切り捨てます。）であるときは、年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（その年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」といいます。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつてはその年における特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した額の延滞金額（その額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。）を加算して納付してください。

様式第8号の自動車税口座振替用中「切り捨てる」を「切り捨てます」に、「（当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する）を（その）に、「の11月30日を経過する時における基準割引率および基準貸付利率に年4パーセント」を「に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセント」に、「割合が、」を「割合（以下「特例基準割合」といいます。）が」に、「は、当該基準割引率および基準貸付利率に年4パーセント」を「には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における特例基準割合に年7.3パーセント」に、「）の割合」を「とし、年7.3パーセントの割合にあつてはその年における特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。」に改め、「延滞金額（）の次に「その額に100円未満の端数があるとき又はその」を加え、「又は1,000円以上の額に100円未満の端数があるときは、」を「は、その端数金額又は」に改め、「又は端数金額」を削り、同様式の鉱区税用の裏面の3中「切り捨てる」を「切り捨てます」に、「（当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する）を（その）に、「の11月30日を経過する時における基準割引率および基準貸付利率に年4パーセント」を「に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセント」に、「割合が、」を「割合（以下「特例基準割合」といいます。）が」に、「は、当該基準割引率および基準貸付利率に年4パーセント」を「には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における特例基準割合に年7.3パーセント」に、「）の割合」を「とし、年7.3パーセントの割合にあつてはその年における特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。」に改め、「延滞金額（）の次に「その額に100円未満の端数があるとき又はその」を加え、「又は1,000円以上の額に100円未満の端数があるときは、」を「は、その端数金額又は」に改め、「又は端数金額」を削る。

様式第11号の一般用中	延滞金 （納期限後 に納付・ 納入する 場合）	年 パーセ ントに係る分	日								
		年14.6パーセ ントに係る分	日								
		延滞金計									

を

延滞金											
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

に改める。」

様式第65号の裏面の注の1を次のように改める。

1 不足税額については、不足税額が2,000円以上であるとき（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。）には、(1)及び(2)に掲げる額を合算した額の延滞金額（その額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。）を加算して納付してください。

(1) 申告書の提出期限の翌日から納付の日までの期間（延滞金の控除期間の適用がある場合は、当該期間を除きます。）の日数に応じ、年14.6パーセント（この通知書による指定納期限までの期間又は当該指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、年7.3パーセントの割合にあつては、その年の前年の11月30日を経過した時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められた商業手形の基準割引率（以下「商業手形の基準割引率」といいます。）に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日以後の期間については、その年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」といいます。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」といいます。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した額

(2) 地方税法第65条又は第72条の45の2の規定の適用を受ける法人にあつては、これらの規定により延長された期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合（その延長された期間に次に掲げる期間がある場合における当該期間内にあつては、それぞれ次に定める割合）を乗じて計算した額

ア 平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間 その年の前年の11月30日を経過した時における商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合

イ 平成26年1月1日以後の期間（その延長された期間の属する年が特例基準割合適用年である場合における当該期間に限ります。）当該特例基準割合適用年における特例基準割合

ウ 平成26年1月1日以後の期間（地方税法附則第3条の2の2に規定する政令で定める期間であるものに限ります。）

同条の規定により年12.775パーセントの範囲内で定められる割合

様式第105号の注の2を次のように改める。

2 不足税額については、納期限（年　月　日）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、不足税額が2,000円以上であるとき（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。）には、年14.6パーセント（この通知書による指定納期限までの期間又は当該指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、年7.3パーセントの割合にあつては、その年の前年の11月30日を経過した時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められた商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日以後の期間については、その年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」といいます。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつてはその年における特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合とします。）を乗じて計算した額の延滞金額（その額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。）を加算して納付してください。

県民税利子割

様式第115号の
県民税配当割
県民税株式等譲渡所得割
県たばこ税

の割合（）に、「以後の期間については、当該期間の属する」を「から平成25年12月31日までの期間については、年7.3パーセントの割合にあつては、その」に、「経過する時における基準割引率および基準貸付利率」を「経過した時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められた商業手形の基準割引率」に、「割合が、」を「割合とします。平成26年1月1日以後の期間については、その年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」といいます。）が」に、「は、当該基準割引率および基準貸付利率に年4パーセント」を「には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における特例基準割合に年7.3パーセント」に、「）の割合」を「とし、年7.3パーセントの割合にあつてはその年における特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合とします。）」に改め、「延滞金額（）の次に「その額に100円未満の端数があるとき又はその」を加え、「又は1,000円以上の額に100円未満の端数があるときは、」を「は、その端数金額又は」に、「又は端数金額を切り捨てる」を「を切り捨てます」に改め、同様式の軽油引取税用の注の2及びゴルフ場利用税用の注の2を次のように改める。

2 不足税額については、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、不足税額が2,000円以上であるとき（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。）には、年14.6パーセント（指定納期限までの期間又は指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、年7.3パーセントの割合にあつては、その年の前年の11月30日を経過した時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められた商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日以後の期間については、その年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」といいます。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつてはその年における特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合とします。）を乗じて計算した額の延滞金額（その額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。）を加算して納付してください。

様式第156号の第1片の裏面の2中「切り捨てる」を「切り捨てます」に、「（当該期間の属する」を「）の割合（その」に、「の11月30日を経過する時における基準割引率および基準貸付利率に年4パーセント」を「に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセント」に、「割合が、」を「割合（以下「特例基準割合」といいます。）が」に、「は、当該基準割引率および基準貸付利率に年4パーセント」を「には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における特例基準割合に年7.3パーセント」に、「）の割合」を「とし、年7.3パーセントの割合にあつてはその年における特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合とします。）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成26年1月1日から施行する。

（用紙の使用に関する経過措置）

2 この規則の施行前に、この規則による改正前の長野県県税に関する規則様式第11号の規定により作成した用紙は、当分の間、使用することができます。

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成25年12月26日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第7号

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（昭和27年長野県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項の表の第16号中「中学校就学の始期に達するまでの」を「満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある」に改める。

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

人事委員会事務局



長野県告示第605号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

平成25年12月26日

長野県知事 阿部 守一

精神通院医療

医療機関の名称	所 在 地	指定した年月日
上條医院	松本市深志1-2-5	平成25年11月1日
いちい薬局山形店	東筑摩郡山形村3916-3	平成25年11月1日
まい薬局	長野市南長池189-7	平成25年11月1日
スクエア薬局駒ヶ根店	駒ヶ根市赤穂1362-4	平成25年11月1日
コスモファーマ中込薬局	佐久市中込字曲坂3611番地10	平成25年11月1日
わたうち薬局	長野市若穂綿内8746-1	平成25年11月1日
村井そよかぜ薬局	松本市村井町南2丁目19番13号	平成25年11月1日
あおい薬局	松本市里山辺12090-2	平成25年11月1日

健康長寿課

長野県告示第606号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関から当該指定に係る医療機関の名称及び所在地の変更があった旨の届出がありました。

平成25年12月26日

長野県知事 阿部 守一

精神通院医療

変更前の医療機関の名称及び所在地	変更後の医療機関の名称及び所在地	変更した年月日
堀金ファミリー薬局 安曇野市堀金烏川5052-1	薬局マツモトキヨシあづみの堀金店 安曇野市堀金烏川5052-1	平成25年10月1日
長野南ファミリー薬局 長野市稻里町中央1-21-1	薬局 マツモトキヨシ長野南店 長野市稻里町中央1-21-1	平成25年10月1日
上松中島ファミリー薬局 長野市上松2-147-1	調剤薬局 マツモトキヨシ上松店 長野市上松2-147-1	平成25年10月1日
篠ノ井ナカジマファミリー薬局 長野市金井田10	調剤薬局 マツモトキヨシ篠ノ井金井田店 長野市金井田10	平成25年10月1日
竜丘ファミリー薬局 飯田市駄科1301-1	薬局 マツモトキヨシ竜丘店 飯田市駄科1301-1	平成25年10月1日